

子ども家庭審議会こどもの居場所部会（第6回）

ACHA プロジェクト代表 山本昌子

【ふやす】

2-1 こどもの居場所になっている、なりえる地域資源をどのように把握するのか

社会的養護または虐待を経験した若者達の居場所は、現在すべての都道府県には存在しておらず、ない地域があります。尚且つ北海道など広い地域では居場所があっても通える子が限られてしまう現状があります。愛知県でも名古屋にはあっても、名古屋ではない地域の子は対応していないなどの弊害が起こって居たりします。そのためまず全地域に居場所の拠点は必要だと考えています。実際に当事者の子達からも多くの求める声が寄せられています。また社会的養護の枠に括らず、虐待を経験した子や一時保護のみの子達にも対応していくニーズが近年とても高まっています。

2-2 こどもが抱える居場所に対するニーズをどのように把握するのか

まず、現在すでに活動を行っている居場所のスタッフや利用者へのヒアリングはとても大切だと思います。

なお、社会的養護の場合には子どもと長年寄り添い続けてきた職員さんからの視点からも重要なことが見えてくると感じています。

この二点は、定期的に今後ヒアリングが行われることが必要だと思います。

2-3 ニーズに応じたこどもの居場所をどのように整備すべきか

2-3-1 こどもの居場所作りに活かせる既存リソースを、どう活用して、こどもの居場所を整備するか

子どもの必要とする居場所の形も時代と共に変化が必要だと感じています。

その為、様々な居場所での連携や共有が大切だと思います。

なお、社会的養護の居場所に関しては一度どのくらいの居場所があるのか全体数の把握も必要だと思います。あるのに知られておらず活かされていない場所もあると思います。

最近では、若者が自ら調べて利用に繋がることも増えているので、アクセスしやすい一覧サイトやそれぞれの居場所のSNSの充実も重要だと思います。

2-3-2 新たなリソースによるこどもの居場所作りが促進されるには

社会的養護関連の居場所に関しては、アフターケアや自立支援コーディネーターも配置されているので、全国最低一か所は居場所運営を予算つけて義務付けるべきだと思います。

2-3-3 様々なこどもの居場所作りが継続して行われるためには

居場所に携わり続けてもらうためにはスタッフのメンタルケアやスパービジョンを取り入れることが重要だと思います。一つの居場所ですべてを抱え込まない体制作りが重要で、様々な支援団体との連携が必要だと思います。そのために、各地域の支援団体が繋がれる機会の提供が望ましいと思います。予算確保も同時に必要だと思います。